

# 四半期報告書

(第89期第1四半期)

自 平成30年1月1日

至 平成30年3月31日

東京応化工業株式会社

神奈川県川崎市中原区中丸子150番地

# 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク .....	3
2 経営上の重要な契約等 .....	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	7
(2) 新株予約権等の状況 .....	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	7
(4) ライツプランの内容 .....	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	7
(6) 大株主の状況 .....	7
(7) 議決権の状況 .....	8
2 役員の状況 .....	8
第4 経理の状況 .....	9
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	12
四半期連結損益計算書 .....	12
四半期連結包括利益計算書 .....	13
2 その他 .....	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	18
四半期レビュー報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月15日
【四半期会計期間】	第89期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	東京応化工業株式会社
【英訳名】	TOKYO OHKA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 阿久津 郁夫
【本店の所在の場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	044（435）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西田 正隆
【最寄りの連絡場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	044（435）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 西田 正隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第1四半期連結 累計期間	第89期 第1四半期連結 累計期間	第88期
会計期間	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成30年1月1日 至平成30年3月31日	自平成29年4月1日 至平成29年12月31日
売上高 (百万円)	24,227	24,787	92,411
経常利益 (百万円)	2,945	2,267	9,720
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,835	1,676	6,007
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,197	△843	11,115
純資産額 (百万円)	154,827	148,682	153,517
総資産額 (百万円)	176,157	175,812	178,681
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	42.06	40.10	138.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	41.95	39.99	137.91
自己資本比率 (%)	84.7	81.1	82.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第88期は、決算期の変更により平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月間となっております。第88期第1四半期連結累計期間は平成29年4月1日から平成29年6月30日まで、第89期第1四半期連結累計期間は平成30年1月1日から平成30年3月31日までと対象期間が異なっております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および当社の関係会社）が判断したものであります。

当社は、平成29年6月28日開催の第87回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、前事業年度より事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更し、また、3月決算の子会社も12月決算に変更しております。このため各セグメントにおける比較にあたっては、平成29年1月から3月までの3カ月間を「前年同一期間」として算出した参考数値と比較しております。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日～平成30年3月31日）における世界経済は、米国やユーロ圏において着実な景気回復が維持され、中国では各種政策の効果もあり、景気の持ち直しの動きが続くなど、総じて回復の動きが継続しました。また、日本経済は、企業業績の回復を背景に雇用・所得環境の改善傾向が続くとともに、個人消費も持ち直しの動きもみられ、総じて緩やかな景気回復基調を維持しました。

このような情勢の下、当社グループは、2020年のありたい姿の実現に向け、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンを掲げた中期計画「tok中期計画2018」の達成に向け、諸施策を推進してまいりました。

材料事業では、スマートフォン需要の落ち込みはあるものの、データサーバー市場の成長等が半導体市場を牽引したことにより、売上は前年同一期間を上回りました。一方、装置事業におきましては、出荷済み装置の検収遅延等により、売上は前年同一期間を下回りました。また、受注についても、ユーザーにおける生産能力の増強投資が抑制されていることから、低調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は247億87百万円（前年同一期間比5.8%増）、営業利益は24億54百万円（同56.3%増）、経常利益は22億67百万円（同38.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は16億76百万円（同37.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 材料事業

エレクトロニクス機能材料部門は、半導体用フォトレジストが、北米、アジア地域向けを中心に最先端製品の出荷数量の増加が見られたことから、当四半期の売上は前年同一期間を上回りました。一方で、高密度実装材料は、パッケージ用フォトレジストでは、製品価格下落等の影響はあるものの横ばいを維持しましたが、MEMS（微小電気機械システム）用フォトレジストの販売がユーザー需要環境の変化の影響を受け、大幅に減少したことから、売上は減少しました。加えて、ディスプレイ用フォトレジストについても、高精細ディスプレイ向け製品および汎用製品ともに、液晶パネル需要の減速を受け、売上は減少しました。この結果、当部門の売上高は137億9百万円（前年同一期間比2.2%増）となりました。

高純度化学薬品部門におきましては、北米、アジア地域向けが大幅に売上を伸ばし、当部門の売上高は106億69百万円（同11.3%増）となりました。

この結果、材料事業の売上高は243億97百万円（同5.9%増）、営業利益は35億73百万円（同21.0%増）となりました。

（単位：百万円）

	前年同一期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	23,028	24,397	1,368	5.9%
営業利益	2,953	3,573	619	21.0%

なお、セグメント間の取引につきましては、相殺消去しておりません。

## ② 装置事業

出荷済み装置の検収遅延等により、売上は前年同一期間を下回りました。また、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」は、ユーザーにおける設備投資抑制の動きから、受注は低調に推移しました。

この結果、装置事業の売上高は3億95百万円（前年同一期間比6.4%減）となりました。また、営業損失は前年同一期間比2億22百万円改善し、2億円となりました。

（単位：百万円）

	前年同一期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	422	395	△27	△6.4%
営業損失(△)	△423	△200	222	—

なお、セグメント間の取引につきましては、相殺消去しておりません。

## (2) 財政状態の分析

### （資産）

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、1,758億12百万円で、前連結会計年度末に比べ28億68百万円減少いたしました。

流動資産につきましては80百万円減少いたしました。これは現金及び預金が17億44百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が17億78百万円減少したことが主な要因であります。

固定資産につきましては27億87百万円減少いたしました。これは減価償却等により有形固定資産が19億90百万円、保有する投資有価証券の時価評価額の減少により投資その他の資産のその他が9億22百万円、それぞれ減少したことが主な要因であります。

### （負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、271億30百万円で、前連結会計年度末に比べ19億66百万円増加いたしました。これは外部より資金調達した長期借入金が増加したことが主な要因であります。

### （純資産）

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、1,486億82百万円で、前連結会計年度末に比べ48億34百万円減少いたしました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益を16億76百万円確保したものの、自己株式の取得等により自己株式が21億36百万円増加し、円高基調により為替換算調整勘定が16億41百万円、配当金の支払により13億46百万円、それぞれ減少したことが主な要因であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は81.1%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなります。これにつながる当該買付行為を行いまは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行いまは行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

#### （イ）経営理念と企業価値の源泉

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発

展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

#### (ロ) 「tok中期計画2018」における企業価値向上の取組み

平成30年度を最終年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2018」では、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンの下、「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」および「経営基盤強化とTOKグループ構想の実現」を全社戦略に掲げ、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術および高純度化技術を最大限に活用し企業価値創造を推し進めてまいります。

#### (ハ) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上については株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株価連動報酬であるストックオプションで構成しております（社外取締役には役割に鑑みストックオプションを付与しないこととしております。）。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

#### (ニ) 株主還元の方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40%以上の配当を継続的に実施するとともに、株主還元策として自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行いまは行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告に従うものとし、特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合（ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合を除く。）には株主意思確認手続を経るなど、取締役会の恣意的な判断を排除するための仕組みを設けております。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成30年3月29日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第88回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

加えて、大規模買付者により買収防衛策に規定する手続きが遵守されているにもかかわらず、特別委員会が、当社株式等の大規模な買付行為が買収防衛策に定める所定の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施し、買収防衛策に定める対抗措置の発動または不発動について、株主の皆様のご意思を直接確認したうえで、かかる株主意思確認手続の結果に従って、対抗措置の発動または不発動の決議を行うこととしております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様のご意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、20億55百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年5月15日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	45,100,000	45,100,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式で、単元株 式数は100株でありま す。
計	45,100,000	45,100,000	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年1月1日～ 平成30年3月31日	—	45,100,000	—	14,640	—	15,207

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,021,000	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,056,300	420,563	同上
単元未満株式	普通株式 22,700	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	45,100,000	—	—
総株主の議決権	—	420,563	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式37株を含めております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京応化工業株式会社	神奈川県川崎市中原区 中丸子150番地	3,021,000	—	3,021,000	6.70
計	—	3,021,000	—	3,021,000	6.70

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

(2) 当社は、平成29年6月28日開催の第87回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月間となっております。なお、連結業績については、当社および3月決算であった子会社が平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月間、また、従前より12月決算であった子会社が平成29年1月1日から平成29年12月31日までの12カ月間を連結対象期間とした変則決算となっております。

また、前第1四半期連結累計期間は、当社および従前の決算日が3月31日であった子会社は、平成29年4月1日から平成29年6月30日まで、従前の決算日が12月31日であった子会社は、平成29年1月1日から平成29年3月31日までとなっており、当第1四半期連結累計期間は、平成30年1月1日から平成30年3月31日までとなっております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）および第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	44,181	45,925
受取手形及び売掛金	※ 22,554	※ 20,776
有価証券	2,000	2,000
商品及び製品	6,610	6,548
仕掛品	4,343	4,359
原材料及び貯蔵品	4,939	5,233
その他	3,246	2,944
貸倒引当金	△157	△149
流動資産合計	87,719	87,638
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	21,843	22,039
その他（純額）	29,860	27,673
有形固定資産合計	51,703	49,713
無形固定資産	490	481
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	2,352	2,484
長期預金	18,000	18,000
その他	18,671	17,749
貸倒引当金	△255	△254
投資その他の資産合計	38,768	37,978
固定資産合計	90,962	88,174
資産合計	178,681	175,812

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,444	10,081
未払法人税等	962	1,220
賞与引当金	1,839	2,619
その他	8,496	8,038
流動負債合計	21,742	21,960
固定負債		
長期借入金	—	2,200
退職給付に係る負債	262	265
その他	3,159	2,704
固定負債合計	3,421	5,169
負債合計	25,163	27,130
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	15,207	15,207
利益剰余金	116,904	117,208
自己株式	△11,732	△13,868
株主資本合計	135,020	133,187
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,893	6,004
為替換算調整勘定	4,646	3,004
退職給付に係る調整累計額	335	335
その他の包括利益累計額合計	11,875	9,345
新株予約権	247	257
非支配株主持分	6,373	5,891
純資産合計	153,517	148,682
負債純資産合計	178,681	175,812

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
売上高	24,227	24,787
売上原価	15,696	16,694
売上総利益	8,530	8,092
販売費及び一般管理費	※ 5,709	※ 5,638
営業利益	2,821	2,454
営業外収益		
受取利息	16	17
受取配当金	116	24
為替差益	199	—
デリバティブ評価益	—	326
その他	121	50
営業外収益合計	453	419
営業外費用		
デリバティブ評価損	295	—
為替差損	—	503
その他	33	103
営業外費用合計	329	606
経常利益	2,945	2,267
特別利益		
固定資産売却益	—	3
特別利益合計	—	3
特別損失		
固定資産除却損	50	52
その他	3	—
特別損失合計	54	52
税金等調整前四半期純利益	2,890	2,218
法人税、住民税及び事業税	501	497
法人税等調整額	344	△221
法人税等合計	846	276
四半期純利益	2,044	1,942
非支配株主に帰属する四半期純利益	209	266
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,835	1,676

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)
四半期純利益	2,044	1,942
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	823	△888
為替換算調整勘定	266	△1,878
退職給付に係る調整額	27	0
持分法適用会社に対する持分相当額	35	△18
その他の包括利益合計	1,152	△2,785
四半期包括利益	3,197	△843
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,889	△853
非支配株主に係る四半期包括利益	308	10

【注記事項】

(会計方針の変更)

在外連結子会社において、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第9号（金融商品）およびIFRS第15号（顧客との契約から生じる収益）を適用しております。当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
受取手形	105百万円	86百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
保管・運送費	561百万円	573百万円
給料手当	1,340	1,328
賞与引当金繰入額	438	437
退職給付費用	87	51
研究用消耗品費	614	633
減価償却費	695	674

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)
減価償却費	1,665百万円	1,775百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,396	32	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,346	32	平成29年 12月31日	平成30年 3月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	23,936	290	24,227	—	24,227
セグメント間の内部 売上高または振替高	0	5	6	△6	—
計	23,937	296	24,233	△6	24,227
セグメント利益または 損失(△)	4,006	△247	3,759	△938	2,821

(注) 1. セグメント利益または損失(△)の調整額△938百万円には、各報告セグメントに配分していない  
全社費用△938百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費でありま  
す。

2. セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成30年1月1日至平成30年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,396	391	24,787	—	24,787
セグメント間の内部 売上高または振替高	0	4	5	△5	—
計	24,397	395	24,793	△5	24,787
セグメント利益または 損失(△)	3,573	△200	3,372	△918	2,454

(注) 1. セグメント利益または損失(△)の調整額△918百万円には、各報告セグメントに配分していない  
全社費用△918百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費でありま  
す。

2. セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	42.06円	40.10円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,835	1,676
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,835	1,676
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,637	41,791
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	41.95円	39.99円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	122	120
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「従業員持株ESOP信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、「従業員持株ESOP信託」は平成29年3月20日付をもって終了しております。

1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数  
前第1四半期連結累計期間3千株

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月14日

東京応化工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北方 宏 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東海林 雅 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京応化工業株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。